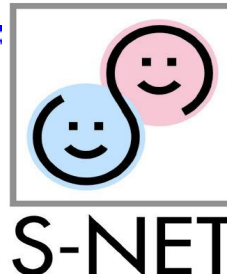


KSK 湘南ふくしネットワーク オンブズマン

SNET 広報第13号

編集責任者：NPO 法人湘南ふくしネットワークオンブズマン 高山直樹
事務局 〒251-0871 神奈川県藤沢市善行 4-3742-4 電話・FAX 0466-81-9218
直通電話 090 4937 4904 定価 100 円
ホームページ <http://www.npo-snet.com> eメール info@npo-snet.com



S ネット10周年記念シンポジウムのご報告

市民による地域に根ざした権利擁護

1. シンポジウムについて

湘南ふくしネットワークオンブズマン（S ネット）では、本年度活動開始（1997年5月）以来10年を迎えるにあたり、去る2007年7月21日（土）茅ヶ崎市民会館 小ホールにて「SNET 10周年記念シンポジウム」を開催致しました。

当日は、地域にお住まいの方を中心に多数の方にご来場いただくとともに、東は青森県、西は香川県からと遠路からお越しいただいた方もおられました。

また、茅ヶ崎市長 服部信明氏もご出席くださり、私たちの10年間の活動について労いの言葉をいただくとともに、地域での今後の活動への期待などお話しいただきました。

第1部の基調講演では、発足当初からのオンブズマンで当法人理事大石剛一郎弁護士からSネットの活動開始から現在に至るエピソード、活動の課題、今後についてなど話されました。10年間の活動の総括として、施設と協働した権利擁護活動であったが協働が現在は衰退してきたように感じていること、現状のオンブズマン活動が利用者のエンパワメントにつながっているのか見えてこないこと等の話がありました。

一方、活動当初は専門家がオンブズマン活動を担っていたが、今では市民が活動の中心を担っており、オンブズマン活動の一環として現在では法人後見活動も行っており、地域に根ざした活動が実施できるようになってきたことが報告されました。

第2部のシンポジウムでは、基調講演の内容を受け、理事長高山直樹氏をコーディネーターに市民のオンブズマンの代表として、薩摩氏、角田氏、永峯氏から



自分たちの活動を通じた権利擁護についての話がありました。「地域社会で自分らしく暮らしているために活動をしている」という言葉が印象的でした。また、契約施設の代表として、小川氏(社会福祉法人いきいき福祉会 ラポール藤沢 元施設長)からオンブズマンを導入して施設が変わったこと等についての話がありました。



まとめとして、コーディネーターの高山氏から、福祉サービス利用が措置から契約へと移った現在でも、施設優位にサービスが提供されている。その構造を打破するために始めたオンブズマン活動であり、施設及び施設間で問題解決にあたる「地域ネットワーク型福祉オンブズマン」であったが、ネットワークが形骸化しつつあるとの話がありました。そのため、Sネットが権利擁護の地域の1つの拠点となるべく、市民主体のネットワーク構築を目指した「成年後見支援センター」を立上げたいとの話がありました。

2. 実行委員会からのご挨拶

私たちは、今回のシンポジウムを開催するにあたり、実行委員会を立ち上げ企画、実施いたしました。当初は、「10周年記念」ということでたくさんの方にお集まりいただけるようイベント的企画を進めていました。そのため、著名な方に講演いただくと考え、候補者として、東京都の参議院選挙に立候補し当選された人権擁護活動家や某福祉財団の理事長等があがりました。しかし、生憎どなたもご都合がつかず、企画の再考ということになりました。そして、このような(10年の節目という大事な時期に活動を振り返るとともに今後の活動につなげる)企画がまとまりました。

しかし、シンポジウムの準備を進めるとともに、10周年記念誌の編集、発行等も同時進行で慌しく準備にあたったため、いろいろと行き届かないことも多かったことと存じます。どうぞご容赦ください。

さて、私たちの活動は活動開始から10年経過しました。10年間活動を継続するには相当のエネルギーを必要としました。これまで、活動を継続できたのは、スタッフ(特に市民)が増えていったことで活動が活性化したことと、皆様方のご支援によるものと感謝しております。ご支援いただいた皆様はこの場をお借りしお礼申し上げます。

活動開始当時の10年前からすると現在では、法や制度が変わってサービス提供者とサービス利用者が対等の立場ということにはなりましたが、私たちオンブズマンの目から見たとき、実態はまだまだ伴っていないように感じられます。

私たちオンブズマンは、利用者の方たちの意見に耳を傾け、その人がかかえている問題に対し、一所懸命にとりくみ、オンブズマン委員会でアイデアを出し合うことで、その人が決めた自分らしい生活を実現するために活動をしてきました。しかし、その人らしい生活を実現するため、その人のまわりにいる人たちの協力が十分に得られたかは疑問です。そのことは私たちの反省点として、再度原点に立ち返り、私たちの目的である「ノーマライゼーション社会の実現をめざした活動」つまりはその人が決めた自分らしい生活を実現するための活動の一つとして「成年後見支援センター」を立上げたいと思います。

そして、5年後、10年後には私たちの目的が少しでも実現できたという実感を皆様方と味わいたいと考えます。この活動には、たくさんの市民の方の支援が必要となってきますので、今後ともよろしく願います。

(文責 10周年事業実行委員長 副理事長 藤本直也)



権利擁護のことは 『権利擁護』の『権利』って何？

「権利擁護」の「権利」って何？という問いについては、ふたつの理由から抵抗感があります。

(1) ひとつは、そもそも「権利擁護」という言葉は、「アドヴォカシー」(advocacy)という英語を和訳したもので、本来の意味は「(誰かの主張を) 弁護・擁護・支持・支援する」というものであって、そこには「権利」のことは出て来ない、ということです。もっとも、「権利擁護」という和訳は、アメリカの運動家にはかなり評判が良かったようですが。

(2) もうひとつの理由は、日本では、福祉的な支援を受ける権利(生活保護を受ける権利を除いて)は現時点では未だ、具体的な形で何かを請求できる権利として法的に定められているとは言えない、という思いがあるからです。

つまり、「権利擁護」を具体的な何らかの「権利」を「擁護」することと整理してしまうと、そもそも今の日本の福祉分野では、「必要・適切な支援を受ける権利」って擁護の対象になるような具体的な「権利」なの？という(法的には)難しい問題に迷い込んでしまう、と思うのです。この点については、DPIや日弁連の人権委員会などが「差別禁止法」の制定を推進し、また地方自治体の有志が差別禁止条例を作ったりして、何とか「支援を受ける権利」を具体的な法的権利として位置づけようと努力しているところではあります。

とはいえ、「権利」とは何かということは今、福祉分野においてあらためて少し考えてみることは、意味あることだと思います。というのは、「権利」とは「法的に守られるべき利益」であって、誰かが義務を負うことによって生まれる、言わば「おこぼれ」のようなもの(反射的利益)ではないわけですが、「権利」があると言えるためには、その前提として、その権利を主張・行使する(あるいは、主張・行使しない)自由がなければなりません。その自由がなければ、一定の利益を否応なく押しつけられ、あるいは、「権利があります」と言われるだけで「絵に描いた餅」にすぎない、ということになりかねません。今、日本の高齢者・障害者分野では、(法律では明確に保障されていないものの)契約によって福祉サービスを受ける権利が保障されるに至っている、と言われます。しかし、その前提として、あるサービスを受けることを拒否して、別のサービスを選択する自由が保障されているとは到底言えない場面がたくさんある、と思います。措置制度から契約システムになったのだから、契約に基づく「権利」を得られるようになった、という説明に「だまされている」という面があることは否定できない、と思います。

また、権利の内容(支援の中身)という面から言えば、高齢者・障害者の必要とする支援はひとりひとり違うものであり、レディーメイドの福祉サービスを用意することだけでまかなえるものではありません。このことは、私たちのオンブズマン活動の中で、最も痛感することのひとつだと思います。(法律的議論や法制度の整備を待たずに)「その人らしく主体的に生きるために必要なもの」が「権利」なのだ(高山説!?)と強く広く位置づけて、その実現に向けて柔軟に支援を広げていく・作っていくことが大事だと思います。その意味では、「権利擁護」は「権利」の「擁護」だと言っても抵抗感はないかな、と思います。

DPI (Disabled Peoples' International) 障害者インターナショナル

お詫び 6月発行の「号外」にてお知らせいたしました「第6回オンブズマン養成研修講座」の9月開催は中止となりました。お詫び申し上げます。



スウェーデン視察旅行記

副理事長 藤本 直也

2. 視察(研修)について(その2)

3日目のストックホルムのGH(グループホーム)は、新築マンションの1フロアがGHとなっていました。区が運営するGH(スウェーデンでは法律により市区町村がサービスや支援に責任をもつことになっています)で、5名の知的障害者の方が暮らしており、6人のスタッフが支援にあたっているとのことでした。新築のマンションにはGHを設置しなくてはならないという法律があり、広さは1住居あたり27~50平方メートルあり、設備はキッチン、シャワールーム、トイレ、リビング、寝室が揃ってないといけなそう(つまりスウェーデンでは、この広さが居心地のいい生活を送るための最低条件ということになります)。また、法律の対象者のため、支援は無料とのこと。必要によっては、職員のほかにコンタクトパーソン(お友達)も自分で募集したりすることも可能ということでした。

職員は、「入居者に雇われているということを常に意識し支援をしている」ということでした。当事者の方たちには、ノーマライゼーションが根本にあり、権利(権限)は自分達(入居者)にあるという意識があるため、自分は職員なのだと自覚させられるということをおっしゃっていました。



(GHが入ったマンションにて)

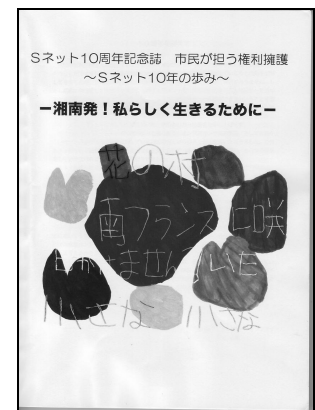
4日目は、ムンダールの知的障害者福祉部門の方に施設解体について聞くことができました。今のGHに住んでいる方は、大型入所施設に入所していた方が多いため、職員の仕事の一つとして、「選択の自由が出来なかった損傷をいかに治すか」があるとされていました。また、入所施設では、利用者に対してスタッフは最高のサービスを提供しようとするが結局は駄目であった。利用者は、「自分を尊敬すること」ができず、「自己決定」ができなかったということもされていました。ここで印象に残った言葉で、「ハビリテーションの充実」というのがあります。自己決定、参画、意思を反映させること(インフルエンシ) 居心地のよい人生であることを目的に支援することだそうです。

(次号へ続く)

Sネット10周年記念誌「市民が担う権利擁護～Sネット10年の歩み～」 湘南発！私らしく生きるために -

内 容

1. Sネットをなぜ作ったのか
2. 特定非営利活動法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン (10年を振り返って、オンブズマン・利用者さんなど)
3. 広がっていった「地域ネットワーク型福祉オンブズマン」 (全国のオンブズマン組織から)
4. Sネットが行ってきた法人後見活動について
5. 今後の権利擁護のあり方を模索し提案する



定価：1000円 (A4版 80ページ)

申込：お名前、ご住所、ご連絡先を明記の上、ファックスかお葉書でお申し込みください。

ファックス 0466-81-9218 〒251-0871 神奈川県藤沢市善行 4-3742-4

